

公 示

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号等による書類の記載事項について

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の5第2項第2号等の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更事前届出書及び事業の休止又は廃止の届出書に添付しなければならない書類の記載事項について、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月31日

関東運輸局長 上 子 道 雄

記

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号（同規則第25条第2項において準用する場合を含む。）の地方運輸局長が公示する事項とは、以下の事項とする。

- 1．休止又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた措置
- 2．その他当該路線を巡る状況の変化等

附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。